

御同朋の社会をめざすことは、

差別を許さない社会をめざすことです

身元調査や過去帳開示をとおして問われる寺院の「個人情報保護」と「人権擁護」

藤井 聡之 (二財) 同和教育振興会理事

(1) はじめに … 2012年「過去帳等の開示問題」の背景

私たちの教団においては、差別法名・差別過去帳調査の結果や過去帳等が身元調査に利用されてきたことに対する反省に立って、過去帳等の取扱基準を定めています。

過去帳を含むすべての帳簿は、寺院備付の公的帳簿であり、身元調査に利用されないように、取扱い責任者（住職）に

は、守秘義務を守り、かつ過去帳等を厳重に管理する義務があることを確認してきました。

また、寺院の入口や玄関などに「身元調査お断り」のステッカーを貼るなどの取り組みで、「身元調査目的」で寺院を訪ねるといったことは大幅に減少したと考えていました。

しかし、なりを潜めているかに見えたのは表面上だけで、戸籍情報を不正に入手するなどの人権侵害事件が頻発し、「身元調査」自体が巧妙化して暗躍していました。

このような身元調査の現実を捉えることができずに、「過去帳は閲覧禁止としているから大丈夫」「今どき、身元調査などあるはずも無い」という勝手な思い込みの中で「過去帳等開示」問題が発生しました。

2012年5月に放映されたNHKテレビ番組において、出演者が自らのルーツを探る目的で、安芸教区内寺院を訪ねて過去帳の閲覧を求め、その対応の内容（実際には明治年間の『門徒戸数控』を「過去帳」といつて開示）がテレビ画面に映し出されました。これは結果的に、寺院に行けば「過去帳」を閲覧でき、「身元調査のための情報」を得ることができるとの印象を世間に与えてしまいました。

(2) 寺院から身元調査のための『個人情報』を取得…過去、現在

身元調査のための個人情報、住職や坊守に「問い聞き」されることが、過去には残念ながらありました。檀家制度の名残りで「お寺に聞けば、檀家（門信徒）のことを親戚よりもよく知っておられる」または「結婚のときは、相手方の寺を訪ねて出自を確認したほうがよい」との風潮が存在し、実際、寺院もそれらに応えていましたから、その当時、「こ

「身元調査のための情報」とは、結婚などに際し、相手の生まれや育ち、家や出身地を調べるための情報のことです。身元調査に利用され、差別につながる個人情報を、寺院は容易に第三者に提供してしまうことがあるのかとの指摘を受けたのです。

つまり、「過去帳等開示問題」によって、寺院としての「個人情報保護についての認識」を問われたのでした。

心配いりません。あなたが心配しているようなことはありませんから、と受け答えをすればよい」との想定問答さえ言い伝えられていたと聞いたことがあります。巧妙な言い回しで、身元調査に協力し差別を助長してきた負の歴史の一部です。

寺院の受け答えから得た情報をもとに出自などが調べられ、その情報が不当に

結婚や就職の際に利用された結果、情報提供者である寺院が部落差別や諸差別に荷担し、人権侵害に繋がってしまうことがあったものと想像されます。慙愧するばかりです。

私自身も、25年以上も前に2回ほど依頼を受けた経験がありますが、断りました。

今日では、身元調査に受け答えすること自体が人権侵害であることを私たちは重く受け止めなければなりません。このようなことは、すでに過去の出来事なのでしょうか。

2014年、つい2年前のことです。安芸教区内の住職から「身元調査についての事例が、つい最近ありました」との報告がありました。

A住職のある女性が訪ねてきました。女性とA住職は幼なじみでした。女性の男子に結婚話があり、その相手がA住職の弟が住職をしている地域の出身なので、A住職に相談の橋渡しをしてもらい「相手の身元調査をしたい」という依頼

▶執筆者プロフィール

藤井 聡之
ふじい そうし



1954年 広島県生まれ
大学卒業後、日本赤十字社に勤務
1985年 退職後、現在に至る。元安芸教区相談員

現在 安芸教区同朋部員
同和教育振興会 理事
安芸教区沼田組 教雲寺住職

著書：『大地の音』（探究社）
論文：「ヒトゲノムの解析と遺伝子治療の持つ「差別の」危険性」 同和教育論究 第24号
「安芸教区過去帳等開示問題からの教訓」 同和教育論究 第34号

でした。

A住職は驚きました。過去、A住職の寺院においても、身元調査目的のために「問い聞き」に來られることがありましたが、今どき、自分の寺院に依頼があるうとは想像もしていなかったそうです。

A住職は、幸い女性と何でも話ができる人間関係にあり、「身元調査」の差別性や、浄土真宗のみ教えからしても決して認められないこと、寺院が身元調査に荷担してきた過去を持つからこそ、学習を重ねていることを話して、しっかりと理解してもらったとの印象であったとA住職は言います。数日後、女性から再度訪

問を受けます。

「あれからA住職には内緒で、弟さんのお寺を訪ねました。弟さんも全く同じ返答でした。それでも諦めきれずに、少し離れた他の真宗寺院に行ってみました。が、そこも『身元調査拒否』の返事でした。私の認識が間違っていました。」と

(3) 個人情報保護法の成立

「個人情報保護法」は2005年4月に施行されました。それは人権尊重の社会通念の広まりと同時に、大量情報流出事件をはじめ個人情報が漏えいや収集

女性は言われたそうです。

この報告は、僧侶研修会を継続してきた成果であると受け取れますが、寺院を対象とした身元調査協力依頼は、決して過去のことではなく、門信徒とともに学習する必要性を示唆しています。

売買され人権侵害事件が続発している事実に対応し、個人の権利利益を保護することを目的に、個人情報の取得や提供そして利用に一定のルールを定めたものでした。

10年後、保護法は改正されました。寺院に直接的に関係するところでは、要配慮個人情報に関する規定が新設されたこと、寺院を含むすべての事業者がこの法律の適用を受けるなどの改正がなされました。

「要配慮個人情報」とは、改正法第2条の3において、「本人の人種、信条、

社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という。」と定義されています。

この条文中にある「信条」や「社会的身分」がどんな具体例を示すかは、政令や規則でやがて明確化される予定ですが、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する」義務が寺院にも求められています。

「信条」や「社会的身分」などに関する個人情報は、その本人にとって大切なプライバシーであり「宝」のようなものです。この宝の持ち主は本人そのものであり、本人の意図しないところで個人情報漏えいしたことによって、本人の人格侵害が生じることがないように、「要配慮個人情報」として、取得する時も第三者に提供する時も本人の許可なしには

できないということが定められました。逆に言えば、宝（個人情報）の山を探ろうとする名簿業者や調査会社が存在している現実を十分に認識していく必要が寺院にもあるということです。

(4) 個人情報と寺院活動

個人情報保護についての社会的な動向を見据えますと、改めて私たち寺院の個人情報に対する保護の認識や対処のあり様について、今まで考えてもみなかった多くの課題が、浮き彫りとなってきました。

そのうちで、基本的なことを幾つかあげてみます。

第一には、「個人情報取扱事業者」である寺院として、社会的ルールとして定着していくであろう個人情報の利用目的の明確化、情報管理の正確性の確保、第三者提供の制限そして全般に亘つての態度表明（プライバシー・ポリシーの公

改正法では、寺院も事業者としての対象となりましたので、各寺院としても個人情報保護について、その指針づくりや対策に取り組んでいく必要に迫られることとなります。

表)について、基礎的な認識を学習することが大切です。よく誤解されているのですが、何もかも個人情報だから外部には出せないと考えてではなくて、個人情報の性質や個人情報提供者との対話をもって保護すべき情報と関連に活用すべき個人情報を見定める必要があります。

第二としては、「個人情報の漏えい」防止です。「過去帳等の開示」問題や「身元調査」の問題の共通項は、個人情報の漏えいでした。漏えい防止のためには、情報化社会のなかでどのようなことが人権侵害に相当するのか、変化していく現実を直視する必要があります。プラ

イバシーまたは要配慮個人情報などの概念を継続的に学ぶ必要があります。

「継続的に」としたのは、例えば「何がプライバシーにあたるのか」は時代の中で常に概念が変化していくものであるからです。

第三に門信徒との対話が絶対的に必要であるということです。

寺院における個人情報の取扱いを考えると、いく場合、寺院や僧侶の法的な守秘義務を遵守し、門信徒に対して「知る権利」を保障するという観点が重要です。

寺院において個人情報に対する保護の考え方の説明（利用目的・方法・開示対象の可否）をして、了解を求めていくという対応が必要となります。

第四に、寺院に集積された個人情報、は、一個人だけでなく家族・親戚など広い範囲に及びます。また先祖や子孫など長期的に影響が及ぶものも考えられます。

それらは単なる書類上の個人情報といったものだけではなく、日常法務における会話などから得るものなども含めると、門信徒からの情報提供が無ければ寺院活動が成り立たないと言っても過言ではありません。

門信徒との個人情報のやり取りが、寺院活動の生命線であり、相互の信頼関係の礎にこそ、宗教活動が成立します。

特に私たちの教団においては、僧侶は門信徒の家族関係や経済状況、生活習慣などの個人情報に接することが日常です。

それらは、門信徒にとつてのプライバシーであることが多いのですが、僧侶が門信徒の個人情報を確実に保護し、門信徒から何でも相談してもらえような見識と体制を整えていくことは、安心して相談できる寺院として、必要不可欠なことです。

寺院活動と個人情報保護に関する課題は、まだまだ多岐に及び、私たちの教団

としては、その端緒を開いたにすぎないと思われ、これからもお互いに学習と研修を継続していきたいものです。

私たち僧侶は、阿弥陀如来の本願に生きる「御同朋御同行」として門信徒に真摯に向き合い、そして「御同朋の社会をめざすこととは、差別を許さない社会をめざすことです」を合言葉として、寺院活動と個人情報保護の取扱いについて門信徒との対話を重ねながら信頼関係を深めていきたいものです。

信頼関係を相互に構築することによってのみ、寺院はお念仏をよるごぶ道場としての役割を担うことができると思うからです。